

(IV-42) バリアフリー社会の実現を目指した研究の新たな動向 ～交通施設と呼称表現に着目した一考察～

西松建設(株)技術研究所 正会員 田 尻 要
(株)千代田コンサルタント ダルワッテ シシル
(株)千代田コンサルタント 正会員 小金澤 実
(株)千代田コンサルタント 安 藤 悟

1.はじめに 高齢化社会の進展などから、高度な福祉社会の構築が早急に要求されているが、日本における現在の対応策および関連の研究は必ずしも充分とはいえない。なかでも公共交通機関に関する福祉施設の整備(バリアフリー化)は、欧米と比較して立ち遅れている分野のひとつといわれている。交通機関における福祉施策は、ハード面およびソフト面における対応方策に大別できと思われる。ハード面における方策とは、例えばリフト付きのバスなどの車両の改善や開発をはじめとして、駅舎にエレベータを設置することや道路整備などの都市環境の改善である。またソフト面における方策とは、例えば交通機関における利用料金の軽減や介助サービス、および案内表示やマッピングなどによる情報サービスの提供である。本報では、これらのバリアフリー化を推進することは、物理的な障害の低減とともに差別的な表現で呼称しないことであり、福祉的配慮を必要とする人びとのみならず、全ての人びとに対して利便性が向上するという見地から、ハード面およびソフト面における対応方策の現状を概観し、新しいアプローチを提案する。

2.バリアフリーに関する社会的認知度の現状 交通機関に関する福祉施設についての認知度を把握するために、筆者らは簡単なアンケートによる意識調査を実施した。可能な限りランダムに抽出した51名(男性25名、女性26名)に対し、交通施設に関するバリアフリーについて、選択や記述による17の質問を行った。その中でバリアフリーの意識に関する基本的な4つの設問についての結果を図-1に示す。なお、このアンケートは今後設問内容を再検討し、調査人数を増やしていく予定であり、今回の集計による結果は、その過程において得られた傾向と認識している。まず、①「バリアフリーまたはバリアフリー社会という言葉を知っているか」という設問に対して、約9割が「知らない」と答えており、バリアフリーという言葉が普及の途中にあることを示している。次に、②「障害を持つ人のための交通施設を見かけるか」という設問に対して、約半数が「見かける」と答えているが、一方で「見かけない」と「わからない」も合わせて約半数となっており、施設の表示や広報活動が充分ではないことが伺われる。また、③「障害を持つ人びとが現状の交通施設を利用して自由に行動できると思うか」という設問に対して、「わからない」が過半数を占め、「行動できない」が約45%であった。「わからない」は、障害を持つ人びとが自由に行動できるのか否かという判断を行うための情報が、現状では充分に提供されていないことが原因と思われる。最後に、④「障害を持つ人びとのための交通施設に問題があると思うか」という設問に対して、約8割が「問題がある」と答えている。これらの結果を併せると、バリアフリーという言葉は普及の途中であり、障害を持つ人びとのための交通施設に関する情報が少ないことから判断となる基準が充分ではないながらも、多くの人が現状では問題があると感じていると考えられる。

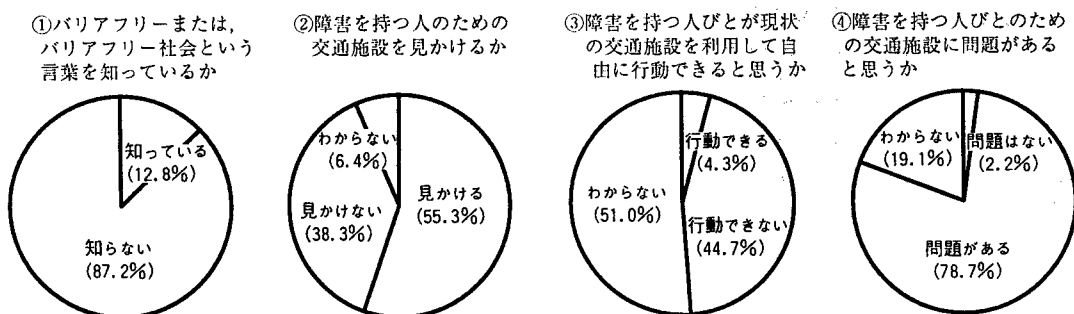


図-1 バリアフリーに関する認知度調査のためのアンケート結果

3. ハード的な対応方策に関する検討 ハード面における方策に関して、日本の公共交通機関における福祉施設の整備状況や利用の実態について、例えばエレベータの設置が不足していることや階段の危険性などが報告されている¹⁾。ところでアメリカでは、“障害を持つアメリカ国民法(Americans with Disabilities Act)”によって娯楽およびレクリエーション施設における差別が禁じられており、ユニバーサルデザイン²⁾という考え方に基づいた整備が進められている。ユニバーサルデザインとは「特別なニーズを持つ人びとのために特別な設計と特別なアプローチを必要としない、あらゆる環境においてどんな人びとに対しても適合できるように配慮されたデザイン」の意味を持つ。ユニバーサルデザインのようなインフラ整備を推進するにあたり、福祉施設の整備に関する導入順位を決定し、社会的なコンセンサスを得るためには、現状に即した福祉施設の導入対象とその効果に関する評価手法の確立が不可欠である。2節で述べたアンケートの結果でも、判断を行うための情報が現状では充分でないと思われる結果が得られている。

4. ソフト的な対応方策に関する検討 3節で述べた、ユニバーサルデザインを実現する過程において、福祉施設の表示や広報活動などのソフト面における方策に、例えばマッピングの作成が挙げられる。現在運輸省によって、車いすに対応しているトイレやスロープなどの移動を容易にする施設に関するガイドマップの試作が進められている³⁾。ところで、WHO(世界保健機構)の国際障害分類案⁴⁾によると、障害を *impairment*, *disability*, *handicap* の3つのレベルで捉えることが一般化している(表-1参照)。*impairment* は精神または身体的な臓器レベルの損傷、*disability* は *impairment* によって生じる個々の人間レベルの能力制限である。*impairment* の軽減を図るためには、保健・医療の果たす役割が大きく、*disability* の軽減を図るためには保健・医療に加えて福祉・教育の果たす役割が大きい。いずれも、医学的・リハビリ的な見地から対応するものである。一方、*handicap* は *impairment* や *disability* を持つ個人と環境の相互作用によって生じる社会的レベルの不利であり、物理的な環境や周囲の理解といった社会のシステムによって作られ、個人に起因するものではない。すなわち *handicap* は、世の中の全ての人の意識や制度改革、都市環境(生活環境)の整備など社会全般で取り組むことができる課題である。また、FEMA(米国連邦緊急事態管理庁)によれば、福祉的配慮を必要とする人びとの呼称を、例えば“*the handicap*”と名詞形として特定し、これを標準的に使用することを禁じている。この場合、“*individual with a disability*”と言い換えることを推奨⁵⁾し、また、新たに呼称表現が考案された場合は、適当であればその呼称を採用できるような体制を確立している⁶⁾。ところが日本においては、“障害者”などの名詞形で特定した表現が社会的に標準となっている。このような呼称は“障害”という言葉の響きとともに特定された表現であることから、福祉的配慮を必要とする人びとから改善が要望されている²⁾が、現在のところ呼称を再考した事例は見受けられない。マッピングを含め福祉施設の表示や広報活動を行う場合に、呼称表現は避けられない問題であることから、筆者らは、“修飾語付きの名詞”(例えば“福祉的配慮を必要とする人”)あるいは全く新しい名詞(例えば“福祉要援者”)を考案することを提案し現在検討を進めている。

表-1 WHOによる分類と定義

- | |
|---|
| <p>1. <i>impairment</i>(機能障害)</p> <p>心理的・生理的あるいは解剖学的な構造または機能の喪失または異常</p> <p>2. <i>disability</i>(能力低下)</p> <p>機能障害によってもたらされる能力の欠如・制限</p> <p>3. <i>handicap</i>(社会的不利)</p> <p>機能障害および能力低下の結果として、人間と環境の相互作用により生み出される社会的不利</p> |
|---|

5. おわりに バリアフリー社会の実現を目指して、交通機関における福祉施設に関してハード面およびソフト面における対応方策の検討を行い、福祉施設の導入に関する評価基準の確立と、表示や広報活動における呼称の再考を提案した。今後はこれらを具体化するために、実態調査による現状の把握と問題点の抽出を進める予定である。

参考文献

- 1) 日本経済新聞:平成8年10月2日夕刊記事,1996. 2) 白石真澄:「バリアフリーのまちづくり」,日本経済新聞社,1995.
 3) 日本経済新聞:平成9年1月7日朝刊記事,1997. 4) 野村みどり:「バリアフリー」,慶応通信(株),1995.
 5) FEMA:Federal Register, Rules and Regulations, Vol.56, No.144, 1991.
 6) FEMA:Federal Emergency Management Agency, Vol.70, 1991.